

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

**鳥取県人事委員会規則第11号**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。</p> <p>ア 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、修学年数調整表(別表第2)における高校卒の学歴区分欄に掲げるその者の該当する学歴(学歴免許等資格区分表においてこの学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下「基礎学歴」という。)を取得したとき以後の職員として在職した年数と職員として在職した期間以外の期間について経験年数換算表(別表第3)に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数から、修学年数調整表においてその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数と基礎学歴の修学年数との差の年数を減じた年数(減ずる場合には、職員として在職した期間以外の期間の換</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。<u>ただし、職員として在職した期間中において休職又は停職となった期間については、これらについて経験年数換算表(別表第2)に定める割合を乗じて得た年数をもって経験年数とする。</u></p> <p>ア 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、修学年数調整表(別表第3)における高校卒の学歴区分欄に掲げるその者の該当する学歴(学歴免許等資格区分表においてこの学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下「基礎学歴」という。)を取得したとき以後の職員として在職した年数と職員として在職した期間以外の期間について経験年数換算表に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数から、修学年数調整表においてその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数と基礎学歴の修学年数との差の年数を減じた年数(減ずる場合には、職員として在職した期間以外の期間の換算年数から</p>

算年数から減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員として在職した年数から減ずるものとする。)をいう。ただし、学歴免許等資格区分表の1の(5)に該当する者については、6月を前記によって計算した年数に加えた年数とする。

イ~カ 略

(5)~(9) 略

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項に規定する各種学校(経験年数換算表において「各種学校」という。)又は私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校(経験年数換算表において「私立学校」という。)の教員

(4)及び(5) 略

(昇給区分及び昇給の号給数)

第13条 略

2~4 略

5 各任命権者において、前3項の規定によりCの昇給区分の号給数を超える号給数で職員を昇給させる場合の当該超える号給数の総数は、人事委員会が定める範囲内でなければならない。

6~8 略

別表第1(第2条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大 学卒	略	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する
	(4) 大学 6卒	

減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員として在職した年数から減ずるものとする。)をいう。ただし、学歴免許等資格区分表の1の(5)に該当する者については、6月を前記によって計算した年数に加えた年数とする。

イ~カ 略

(5)~(9) 略

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項に規定する各種学校(経験年数換算表の1の表において「各種学校」という。)又は私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校(経験年数換算表の1の表において「私立学校法による学校」という。)の教員

(4)及び(5) 略

(昇給区分及び昇給の号給数)

第13条 略

2~4 略

5 各任命権者において、前3項の規定により職員をA又はBの昇給区分に決定し、昇給させる号給数の総数は、人事委員会が定める範囲内でなければならない。

6~8 略

別表第1(第2条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大 学卒	略	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する
	(4) 大学 6卒	

		学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 イ 略
	略	
略		
3 高校卒	略	
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 イ 略
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 略

備考 この表の「特別支援学校」には学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

別表第3の4（第2条の4関係）

教育職給料表(1)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	級別			
		1級	2級	3級	4級
略					
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（人事委員会が定めるものに限る。）	大学卒			0	
	短大卒	0	2.5	2.5	
実習教諭	大学卒		別に定める。		
	短大卒		別に定		

		学科（同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 イ 略
	略	
略		
3 高校卒	略	
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 イ 略
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 略

備考 この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」には、それぞれ保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号の学校及び同条第2号の准看護師養成所を含む。

別表第3の4（第2条の4関係）

教育職給料表(1)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	級別			
		1級	2級	3級	4級
略					
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（人事委員会が定めるものに限る。）	大学卒			0	
	短大卒	0	2.5	2.5	

				める。		
	高校卒			別に定		
寄宿舎主任及び寄宿舎副主任	大学卒			別に定		
	短大卒			別に定		
	高校卒			別に定		
略						

別表第3の9（第2条の4関係）

医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		略						
准看護師	准看護師養成 所卒	0	7	7				

別表第4（第3条の2関係）

行政職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学6卒		1級41号給
大学卒	大学卒業程度	1級29号給
短大卒	短大卒業程度	1級19号給
高校卒	高校卒業程度	1級9号給

別表第5（第3条の2関係）

公安職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学卒	大学卒業程度	2級17号給
高校卒	高校卒業程度	1級5号給

備考 略

別表第6（第3条の2関係）

教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭、文化財主 事、養護教諭、 栄養教諭及び講 師（人事委員会 が定めるものに 限る。）	大学院博士課程修了	2級33号給
	大学院修士課程修了	2級17号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級5号給
講師、助教諭、	短大卒	1級15号給
	大学卒	1級25号給

略						

別表第3の9（第2条の4関係）

医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		略						
准看護師	准看護師養成 所卒	0	7	7	7:14	2:16		

別表第4（第3条の2関係）

行政職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学6卒		1級37号給
大学卒	大学卒業程度	1級25号給
短大卒	短大卒業程度	1級15号給
高校卒	高校卒業程度	1級5号給

別表第5（第3条の2関係）

公安職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学卒	大学卒業程度	2級13号給
高校卒	高校卒業程度	1級1号給

備考 略

別表第6（第3条の2関係）

教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教頭	大学院博士課程修了	2級29号給
	大学院修士課程修了	2級13号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級1号給
教諭、養護教 諭、栄養教諭及 び講師（人事委 員会が定めるも のに限る。）	短大卒	1級11号給
	大学院博士課程修了	2級29号給
	大学院修士課程修了	2級13号給
講師、助教諭、	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級1号給
講師、助教諭、	短大卒	1級11号給
	大学卒	1級21号給

養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給

養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	短大卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給

別表第7（第3条の2関係）

教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭、文化財主事、養護教諭、栄養教諭及び講師（人事委員会が定めるものに限る。）	大学院博士課程修了	2級45号給
	大学院修士課程修了	2級29号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級17号給
	短大卒	2級7号給
講師、助教諭及び養護助教諭	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給

別表第7（第3条の2関係）

教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教頭	大学院博士課程修了	2級41号給
	大学院修士課程修了	2級25号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級13号給
	短大卒	2級3号給
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（人事委員会が定めるものに限る。）	大学院博士課程修了	2級41号給
	大学院修士課程修了	2級25号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級13号給
	短大卒	2級3号給
講師、助教諭及び養護助教諭	大学卒	1級21号給
	短大卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給

別表第8（第3条の2関係）

研究職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学院博士課程修了 （大学6卒後のものに限る。）		1級65号給
大学院博士課程修了		1級57号給
大学院修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒		1級41号給
大学卒	大学卒業程度	1級29号給
短大卒	短大卒業程度	1級19号給

別表第8（第3条の2関係）

研究職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学院博士課程修了 （大学6卒後のものに限る。）		1級61号給
大学院博士課程修了		1級53号給
大学院修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒		1級37号給
大学卒	大学卒業程度	1級25号給
短大卒	短大卒業程度	1級15号給

## 別表第9（第3条の2関係）

医療職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
医師及び歯科医師	大学院博士課程修了	1級 <u>37号給</u>
	大学6卒	1級 <u>17号給</u>

## 別表第10（第3条の2関係）

医療職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許	試験区分	初任給
薬剤師	大学卒		2級 <u>5号給</u>
診療放射線技師	大学卒		2級 <u>5号給</u>
	短大3卒		1級 <u>21号給</u>
臨床検査技師	大学卒		2級 <u>5号給</u>
	短大3卒		1級 <u>21号給</u>
衛生検査技師	大学卒		2級 <u>5号給</u>
	短大卒		1級 <u>15号給</u>
理学療法士及び作業療法士	大学卒		2級 <u>5号給</u>
	短大3卒		1級 <u>21号給</u>
視能訓練士	大学卒		2級 <u>5号給</u>
	短大3卒		1級 <u>21号給</u>
言語聴覚士	大学卒		2級 <u>5号給</u>
	短大3卒		1級 <u>21号給</u>
歯科衛生士	短大卒		1級 <u>15号給</u>
	高校専攻科卒		1級 <u>11号給</u>
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師	短大3卒		1級 <u>21号給</u>
	短大2卒		1級 <u>15号給</u>
	高校卒		1級 <u>5号給</u>
	高校2卒		1級 <u>5号給</u>
その他	大学6卒		2級 <u>17号給</u>
	大学卒	大学卒業程度	2級 <u>5号給</u>
	短大卒	短大卒業程度	1級 <u>15号給</u>
	高校卒	高校卒業程度	1級 <u>5号給</u>

## 別表第11（第3条の2関係）

医療職給料表(3)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
助産師	大学卒	2級 <u>15号給</u>

## 別表第9（第3条の2関係）

医療職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
医師及び歯科医師	大学院博士課程修了	1級 <u>33号給</u>
	大学6卒	1級 <u>13号給</u>

## 別表第10（第3条の2関係）

医療職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許	試験区分	初任給
薬剤師	大学卒		2級 <u>1号給</u>
診療放射線技師	大学卒		2級 <u>1号給</u>
	短大3卒		1級 <u>17号給</u>
臨床検査技師	大学卒		2級 <u>1号給</u>
	短大3卒		1級 <u>17号給</u>
衛生検査技師	大学卒		2級 <u>1号給</u>
	短大卒		1級 <u>11号給</u>
理学療法士及び作業療法士	大学卒		2級 <u>1号給</u>
	短大3卒		1級 <u>17号給</u>
視能訓練士	大学卒		2級 <u>1号給</u>
	短大3卒		1級 <u>17号給</u>
言語聴覚士	大学卒		2級 <u>1号給</u>
	短大3卒		1級 <u>17号給</u>
歯科衛生士	短大卒		1級 <u>11号給</u>
	高校専攻科卒		1級 <u>7号給</u>
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師	短大3卒		1級 <u>17号給</u>
	短大2卒		1級 <u>11号給</u>
	高校卒		1級 <u>1号給</u>
	高校2卒		1級 <u>1号給</u>
その他	大学6卒		2級 <u>13号給</u>
	大学卒	大学卒業程度	2級 <u>1号給</u>
	短大卒	短大卒業程度	1級 <u>11号給</u>
	高校卒	高校卒業程度	1級 <u>1号給</u>

## 別表第11（第3条の2関係）

医療職給料表(3)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
助産師	大学卒	2級 <u>11号給</u>

	短大3卒	2級9号給
看護師	短大3卒	2級9号給
	短大2卒	2級5号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級5号給

別表第14（第12条の2関係）

特定級号給表

給料表	職務の級	号給	適用年数
行政職給料表	1級	76号給	6年
	2級	36号給	
公安職給料表	1級	68号給	4年
	2級	60号給	
	3級	48号給	
教育職給料表(1)	1級	72号給	4年
	2級	52号給	
教育職給料表(2)	1級	72号給	4年
	2級	64号給	
研究職給料表	1級	80号給	6年
	2級	44号給	
医療職給料表(2)	1級	72号給	6年
	2級	44号給	
医療職給料表(3)	1級	64号給	6年
	2級	48号給	
略			

別表第15（第12条の2、第13条関係）

昇給号給数表

職員の区分	昇給区分				
	A	B	C	D	E
略					
前期昇給抑制職員	4以上	3	2	1	0
後期昇給抑制職員	2以上	2	1	0	0

備考

- 「一般特定職員」とは、特定職員のうち前期昇給抑制職員及び後期昇給抑制職員以外の職員をいう。
- 「一般職員」とは、一般特定職員、初任層職員、前期昇給抑制職員及び後期昇給抑制職員のいずれにも該当しない職員をいう。
- 「前期昇給抑制職員」とは、50歳を超える職員（後期昇給抑制職員を除く。）をいう。
- 「後期昇給抑制職員」とは、55歳を超える職員をいう。

	短大3卒	2級5号給
看護師	短大3卒	2級5号給
	短大2卒	2級1号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給

別表第14（第12条の2関係）

特定級号給表

給料表	職務の級	号給	適用年数
行政職給料表	1級	72号給	6年
	2級	32号給	
公安職給料表	1級	64号給	4年
	2級	56号給	
	3級	44号給	
教育職給料表(1)	1級	60号給	4年
	2級	40号給	
教育職給料表(2)	1級	60号給	4年
	2級	52号給	
研究職給料表	1級	76号給	6年
	2級	40号給	
医療職給料表(2)	1級	68号給	6年
	2級	40号給	
医療職給料表(3)	1級	60号給	6年
	2級	44号給	
略			

別表第15（第12条の2、第13条関係）

昇給号給数表

職員の区分	昇給区分				
	A	B	C	D	E
略					
昇給抑制職員	4以上	3	2	1	0

備考

- 「一般特定職員」とは、特定職員のうち昇給抑制職員以外の職員をいう。
- 「一般職員」とは、一般特定職員、初任層職員及び昇給抑制職員のいずれにも該当しない職員をいう。
- 「昇給抑制職員」とは、給与条例第4条第7項の規定の適用を受ける職員をいう。

--	--

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条関係）

経験年数換算表

経歴の種類		換算率
国家公務員、地方公務員又は政府若しくは県の関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	8割以下
国立又は公立の学校又は講習所、私立学校及び各種学校の在学期間（中途退学の場合の在学期間を含み、正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下
その他の期間	教育、医療、海事又は研究に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	10割以下
	その他の期間	2割5分以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、5割以下）

備考

- 1 経歴が重複する場合においては、いずれか有利な経歴によるものとし、同一の月において2以上の経歴がある場合には、当該月の全期間を最も有利な経歴に属する月として扱うものとする。
- 2 換算は、同一換算率の経歴の期間を合算した期間について、月を単位として計算し、1月未満の端数がある場合は、1月に切り上げるものとする。
- 3 「在職期間」とは、常勤としての勤務期間をいう。
- 4 非常勤としての勤務期間については、常勤の勤務時間及び勤務日数等との差を考慮して、換算率を人事委員会が別に定める。
- 5 経歴の種類欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で人事委員会が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を人事委員会が別に定める。

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。）附則第9項、<u>第19項</u>又は<u>第23項</u>の規定の適用を受ける職員の級別資格基準については、平成20年3月31日（改正条例附則<u>第19項</u>の規定の適用を受ける者にとっては平成23年3月31日）までの間、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の4又は別表第3の9の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。）附則第9項、<u>第18項</u>又は<u>第22項</u>の規定の適用を受ける職員の級別資格基準については、平成20年3月31日（改正条例附則<u>第18項</u>の規定の適用を受ける者にとっては平成23年3月31日）までの間、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の4又は別表第3の9の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この項において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 平成14年4月1日から施行日の前日までの間に新たに職員となり、引き続いて在職する者であって、昇給日（新規則第10条に規定する昇給日をいう。以下同じ。）の前日に属する職務の級が新規則別表第14の職務の級欄に掲げる級であり、かつ、同日における号給が同表の号給欄に掲げる号給以下であるもののうち、部局内の他の職員との均衡上必要と認められるものは、<u>平成24年4月1日</u>を越えない範囲内において部局内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める日までの間に限り、新規則第12条の2</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 平成14年4月1日から施行日の前日までの間に新たに職員となり、引き続いて在職する者であって、昇給日（新規則第10条に規定する昇給日をいう。）の前日に属する職務の級が新規則別表第14の職務の級欄に掲げる級であり、かつ、同日における号給が同表の号給欄に掲げる号給以下であるもののうち、部局内の他の職員との均衡上必要と認められるものは、<u>新たに職員となった日の属する附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日</u>を越えない範囲内において部局内の他の職員との均</p>

<p>に規定する初任層職員とみなして新規則の規定（新規則第12条の2の規定を除く。）を適用する。</p>	<p>衡を考慮して任命権者が定める日までの間に限り、新規則第12条の2に規定する初任層職員とみなして新規則の規定（新規則第12条の2の規定を除く。）を適用する。</p>				
<p><u>4 平成11年4月1日から平成14年3月31日までの間に新たに職員となり、引き続いて在職する者であつて、昇給日の前日に属する職務の級が新規則別表第14の職務の級欄に掲げる級であり、かつ、同日における号給が同表の号給欄に掲げる号給以下であるもののうち、部局内の他の職員との均衡上必要と認められるものは、平成20年4月1日から平成24年4月1日までの期間内で部局内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める日までの間に限り、新規則第12条の2に規定する初任層職員とみなして新規則の規定（新規則第12条の2の規定を除く。）を適用する。</u></p>	<p>衡を考慮して任命権者が定める日までの間に限り、新規則第12条の2に規定する初任層職員とみなして新規則の規定（新規則第12条の2の規定を除く。）を適用する。</p>				
<p>(委任) 5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	<p>(委任) 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>				
<p></p>	<p><u>附則別表（附則第3項関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="839 1048 1302 1187"> <tr> <td>平成14年4月1日から平成17年3月31日まで</td> <td>平成21年4月1日</td> </tr> <tr> <td>平成17年4月1日から施行日の前日まで</td> <td>平成24年4月1日</td> </tr> </table>	平成14年4月1日から平成17年3月31日まで	平成21年4月1日	平成17年4月1日から施行日の前日まで	平成24年4月1日
平成14年4月1日から平成17年3月31日まで	平成21年4月1日				
平成17年4月1日から施行日の前日まで	平成24年4月1日				

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表第1の改正は、公布の日から施行する。

(平成20年4月1日における昇給の特例)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第4条第5項本文の規定により50歳を超える職員を昇給をさせる場合の号給数は、第1条及び第2条による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新初任給規則」という。）別表第15の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(職員在職期間の経験年数の換算に関する経過措置)

3 新初任給規則第2条第4号及び別表第3の規定は、施行日以後の職員として在職した期間（以下「職員在職期間」という。）の経験年数の換算について適用し、施行日前の職員在職期間の経験年数の換算については、なお従前の例による。

(職員在職期間以外の期間の経験年数の換算に関する経過措置)

4 新初任給規則別表第3の規定は、この規則の適用の日以後に新たに職員となった者に係る職員在職期間以外の期間の経験年数の換算について適用し、同日前から引き続き職員として在職している者の職員在職期間以外の期間の経験年数の換算については、なお従前の例による。